

## 行政書士による代理申請の取扱いについて

行政書士法に基づく行政書士による代理申請について、奈良県における建設業許可等にかかる申請等の取扱いは、以下のとおりとなります。

なお、他の法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、行政書士法により禁じられています。

また、公認会計士・税理士等の資格を有する者も、各都道府県の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会の登録を受けなければ行政書士として活動できないため、ご注意ください。

### 1. 各申請・届出における委任状の添付について

- ・委任状は、各申請・届出別に作成してください。以下の内容を含むものであれば、書式は自由です。
- ・委任状の日付は、各申請・届出の日において作成後3ヶ月以内のものを有効とします。
- ・委任の範囲は、具体的に記載してください。
- ・委任状には、受任する行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。
- ・委任状の原本を申請書・届出書の正本として添付し、写しを副本に添付してください。
- ・委任状には委任者の押印は不要です。

### 2. 各申請・届出書類における申請者(届出者)欄の記載について

- ・代理申請を行う場合、書類の申請者・届出者の欄は、行政書士の記名押印(行政書士法施行規則第9条第2項)の上、申請(届出)者名を必ず記載してください(申請(届出)者の押印は不要)。
- ・申請・届出書類の申請事務担当者の欄には、行政書士の連絡先を必ず記載してください。

### 3. 各申請・届出における本人確認について

- ・本人確認は、以下の本人確認書類の提示により確認を行います。

行政書士：行政書士証票

行政書士の補助者：行政書士補助者証